

業績報告書としてのキャッシュ・フロー計算書

— IASB原則書案に関連して —

Cash Flow Statements as a Performance Report

— in Relation to IASB Principles (Draft) —

鎌 田 信 夫

Nobuo KAMATA

1. はじめに

2001年10月、国際会計基準審議会（IASB）の第6回会議が開催された。ここで、IASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）の起草委員会（Steering Committee）が作成した報告書「業績の報告」（Reporting Performance）、すなわち「原則書案；認識利益費用の報告」（Draft Statement of Principles; Reporting Recognized Income and Expense）¹⁾が、審議された。この原則書案は、原則1から原則10まで10の原則で構成されていて、原則10が「キャッシュ・フロー計算書」（IAS7）である。

原則10「キャッシュ・フロー計算書」は、1）直接法の採択、2）損益計算書との整合性をもつ区分表示などに関連して、国際会計基準改訂第7号²⁾（IASR7）および各国の基準等に対して、重要な革新的提案を行っている。そこで、本稿では、原則10をこれらの2点を中心に検討して、この提案に含まれる問題点を明らかにしてみる。

2. 直接法の採択

わが国の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」³⁾（財表等規則）が「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示法として、直接法と間接法との選択適用を認めていることは周知のところである。これは、IASR7と調和している。しかし、オーストラリアおよびニュージーランドは直接法だけを規定しており⁴⁾、営業活動によるキャッシュ・フローの表示法について各国の合意が得られていない。これに対して、原則10は、「企業実体は直接法を用いて事業活動によるキャッシュ・フローを報告しなければならない」（paras. 40A, 40B, 40C）と述べて、直接法だけを認め、間接法を認めていない。原則10はこの理由として次の3つをあげている。

1. キャッシュ・フロー計算書の表示法は、認識利益費用計算書と同調するものでなければならない (para. B51)。
2. 損益計算書において公正価値の利用が多くなって、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の関係を理解することがむずかしくなってきた (para. B52)。
3. 一部の作成者にとって直接法のための情報収集には困難を伴うが、それは克服可能である (para. B53)。

第1の点は、IASBが財務諸表の比較可能性の改善を求めたものである。IASBはこれらの2つの計算書は、同一の対象を、収益・費用とキャッシュ・フローの側面から測定するものであるから、両者の表示法は、整合性をもたなければならないと主張する。実際、多くの財務分析において、会社の収益性比率と流動性比率とは比較対応して検討されている。たとえば、売上高利益率と営業収入対CFO比率、総資産回転率とCFO対資産合計比率、支払利息控除前利益対利益比率と利息支払前CFO対CFO比率などである。

第2の点は、CFOを求めるための当期純利益に対する調整項目が多くなってきたことを指摘したものである。IASBは、資産および負債の公正価値評価のため、当期純利益とCFOの差額を理解することがむずかしくなったと主張している。わが国でも、ようやく、平成11年度からキャッシュ・フロー計算書が公表されるようになったが、われわれが調査した100社のキャッシュ・フロー計算書の99%は間接法を用いていて、当期純利益に対する調整項目は1社平均16.6項目になり、そのうち2社は24項目以上であった⁵⁾。これらの調整理由は、1) 現金収支を伴わない収益・費用、2) 流動資産や流動負債などの運転資本の増減、3) 投資活動区分および財務活動区分へ移さなければならない項目などに分類されるが、調整項目を調整理由別に分類している会社は少なく、これらの配列の順序も一様でない。

第3の点は、IASBは、直接法に必要な資料の収集の問題であるが、それは実務上可能であると主張している。わが国の「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」⁶⁾ (「意見書」) は、直接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成するための情報の収集に言及して、直接法によるキャッシュ・フロー情報を収集することは困難であると述べている (作成基準の設定について、三、4②)。確かに、これまでの会計システムは損益計算中心にデザインされていて、直接法により表示するための資料を、従来の会計システムから誘導的に求めることはできないことが多い。しかし、わが国の会社は、平成10年度まで、資金繰表および資金収支表で、直接法に

よる現金収支情報を開示してきた。すなわち、これらの会社は損益会計システムから得られた資料を調整して、直接法によるキャッシュ・フローを開示してきた。また、国際的にみても、オーストラリアおよびニュージーランド基準は直接法しか認めていないから、両国の会社は、伝統的な会計システムから得られた情報を、いろいろ調整して直接法による表示に対応している。

3. 損益計算書と整合性をもつ表示

原則10は、キャッシュ・フロー計算書における活動区分として、A法、B法およびC法という3つの代替的方法と、その他に、法人税、廃止事業および資本取引を別個に表示することを提案している。

第1表「活動区分等の分類」に示すような、キャッシュ・フロー計算書の区分および表示項目と損益計算書の区分および表示項目とは、相互に関係している。アメリカの基準⁷⁾ (SFAS 95) は、損益計算書の表示区および項目に基づいて、キャッシュ・フロー計算書の区分および項目を調整している (para. 90)。しかし、原則10のキャッシュ・フロー計算書の区分および項目は、これとは逆に、損益計算書の区分および配列に影響を与えている。

第1表 活動区分等の分類

	A法	B法	C法
活動区分	事業活動 投資活動 財務活動	事業活動 その他の活動	事業活動 財務管理活動
その他の項目	法人税 廃止事業 資本取引		

(1) 事業活動 IASR 7は、会社のキャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動という3つの区分に分けて表示している。原則10も、経営活動を事業活動、投資活動および財務活動に3区分している (para. 39A)。両者とも3区分していることに変わりはないが、原則10は第1の区分として「営業活動」でなく、「事業活動」という区分を用いている。かつて、わが国では、「資金収支表」において、「事業活動に伴う収支」という用語を用いていた⁸⁾。そのためこの用語の復活に郷愁を覚える人も少なくないであろう。しかし、原則10の事業活動と資金収支表という事業収支とは同

じではない。IASBは「営業活動」という用語を用いなくて、「事業活動」という用語を使わなければならなかった⁹⁾。

第2表 収支項目の活動別区分——原則10(A法)とIASR7との比較

収 支 項 目	区 分	
	A 法	I A S R 7
1 顧客からの収入	事業活動	営業活動
2 賃貸料収入	〃	(営業活動)
3 生物資産・農産品の販売収入	〃	〃
4 財貨・用役の提供者に対する支出	〃	〃
5 従業員に対する支出	〃	〃
6 法人税	法人税	〃
7 子会社Xに対する投資支出(正味額)	投資活動	投資活動
8 土地、工場設備に対する投資支出	〃	〃
9 他企業の持分証券・負債証券に対する投資支出	〃	〃
10 投資土地に対する投資支出	〃	〃
11 先物契約、先渡契約等に関連する支出	〃	〃
12 土地、工場設備の売却収入	〃	〃
13 投資土地の売却収入	〃	〃
14 他企業の持分証券・負債証券の売却収入	〃	〃
15 先物契約、先渡契約等からの収入	〃	〃
16 子会社Yの売却収入	〃	〃
17 利息収入	〃	営業/投資/財務
18 配当収入	〃	〃
19 財務証券(負債)の発行収入	財務活動	財務活動
20 ファイナンス・リース負債の支払	〃	〃
21 年金・財務証券(負債)に対する利息支出	〃	(営業/投資/財務)
22 財務証券(負債)の返済	〃	財務活動
23 株式発行収入	資本取引	〃
24 自己株式取得支出	〃	(財務活動)
25 配当支出	〃	営業/投資/財務

(注) () は明示されていないが、筆者が推定したものを示す。

/ は代替可能性を示す。

原則10によれば、事業活動によるキャッシュ・フローは、「主たる収益稼得活動からえられる」(para.43A) キャッシュ・フローをいう。IASR7は、これに関連して、「これらは一般的には純損益の計算に含まれる取引およびその他の事象から生じる」

(傍線筆者) (para.14) と説明しているが、原則10に「およびその他の事象から生じる」という文言はみられない。それは、1) 営業活動から法人税の支払または還付と廃止事業を除外している、2) 利息収入および配当収入を除外している (para.43A) ためである。第2表「収支項目の活動別区分—原則10 (A法) とIASR 7との比較」は、収支項目の表示区分について、原則10 (A法) とIASR 7を対照表示したものである。

原則10 (A法) の事業活動によるキャッシュ・フロー情報は、下に示すような目的に利用される (para. 41A)。

1. 事業活動から生じるキャッシュ・フローの金額は、外部の資金源泉に依存しないで、企業実体の活動が、借入金を返済し、企業が営業能力を維持し、配当を支払い、新規投資を行うために、企業実体が十分なキャッシュ・フローを生み出したかどうかを示す1つの重要な指標である。
2. 歴史的な事業活動キャッシュ・フローの構成要素に関する情報は、他の情報とともに、将来の事業活動のキャッシュ・フローを予測するとき用いられる。

(2) 投資活動 「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、「将来の利益およびキャッシュ・フローを生み出すことを意図する支出額を示す」 (para. 44A)もので、主要な項目は以下に示すとおりである。

収 入	支 出
1. 子会社Yの売却収入	1. 子会社Xに対する投資支出
2. 有形固定資産の売却収入	2. 有形固定資産に対する投資支出
3. 先物契約、先渡契約等からの収入	3. 先物契約、先渡契約等に関連する支出
4. 投資土地からの売却収入	4. 投資土地に対する投資支出
5. 他企業の持分証券・負債証券の売却収入	5. 他企業の持分証券・負債証券に対する支出
6. 利息収入・配当収入	

上表から明らかなように、利息収入と配当収入は、事業活動でなく投資活動に含め、投資活動以外の区分に分類することを認めない。

(3) 財務活動 財務活動によるキャッシュ・フローは「資本の提供者の企業に対す

る将来のキャッシュ・フローに関する請求権を予測する場合に有用」(para. 45)であり、財務活動に含まれる主要な項目は以下に示すとおりである。

収 入	支 出
1. 負債として分類される負債証券の発行収入	1. 負債として分類される負債証券の返済
2. 年金および負債として分類される財務証券に対する利息支出	2. ファイナンス・リース負債の支払

上表から明らかなように、1) 財務証券に対する利息支出は財務活動に含め、他の区分に分類することを認めない。また、2) 株式発行収入、自己株式取得支出、配当支出は財務活動に含めない。

(4) 資本取引 資本取引とは、企業実体と所有者としての資格における所有者との間の取引をいう (Glossary)。資本取引には、次の項目が含まれる。ここで所有者とは企業が発行する持分証券の所有者をいう。

収 入	支 出
(a) 株式またはその他の持分証券の発行から生じる現金収入	(b) 企業の株式の取得または償還のために所有者に対する現金の支出および配当支出

この区分は、出資者の資金拠出と債権者の資金拠出とを区別するために、新設された。これらの取引は、原則9「持分変動計算書」でも表示される。キャッシュ・フロー計算書で資本取引を別個の区別で表示することによって、キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表における表示の整合性をはかったものである。

(5) 廃止事業 1 会計期間における廃止事業から生じたキャッシュ・フローを別個に表示する。これは、認識利益費用計算書において、廃止事業の結果を1つの金額として報告する立場と一致する。IAS35「廃止事業」¹⁰⁾は、この原則10に基づいて、財務諸表の注記において、当該会計期間における廃止事業の事業活動、投資活動および資本取引に関連する正味キャッシュ・フローを、開示するよう改正されることになる。

法人税の支払額または還付額は、別個の項目で開示する。これは法人税費用を認識利益費用計算書の1つの金額として報告するという立場と一致する。IASR 7は、法人税費用は営業活動の区分に表示するか、明確に結びつけることができる場合は財

務活動または投資活動の区分で表示すると定めていた。この金額は、親会社およびその子会社が、1会計期間中に現金で支払った法人税の総額をあらわす。

4. 例証—原則10によるキャッシュ・フロー計算書の作成

これまで原則10（A法）「キャッシュ・フロー計算書」について述べたが、これについて、資料1．期首および期末貸借対照表、資料2．認識利益費用計算書および資料3．その他の追加資料を用いてキャッシュ・フロー計算書の作成法を例示してみる。第3表はこれに基づいてキャッシュ・フロー計算書を作成するためのワークシートで、下段にキャッシュ・フロー計算書が示されている。

資料1 期首および期末貸借対照表^(注)

(単位：百万円)

資 産	期 末	期 首
非流動資産		
有形固定資産	3,730	2,110
減価償却累計額	(1,450)	(1,060)
投資有価証券	2,480	2,500
非流動資産合計	4,760	3,550
流動資産		
棚卸資産	1,000	2,100
売掛金	1,800	1,250
未収利息	100	0
有価証券	20	0
現金同等物	355	135
現金	240	25
流動資産合計	3,515	3,510
資産合計	8,275	7,060
株主持分・負債		
株主持分・剰余金		
資本金	1,700	1,450
剰余金	3,395	1,380
株主持分合計	5,095	2,830
非流動負債		
ファイナンス・リース債務	810	0
長期債務	1,490	1,140
非流動負債合計	2,300	1,140
流動負債		
買掛金	250	1,990
未払利息	230	100
未払法人税	400	1,000
流動負債合計	880	3,090
負債合計	3,180	4,230
株主持分・負債合計	8,275	7,060

資料2 認識利益費用計算書^(注)

(単位：百万円)

事業活動	
非公正価値測定	
売上高	30,650
売上原価 ^{※1}	(26,000)
給料手当 ^{※2}	(910)
為替差損	(40)
公正価値測定	
有価証券評価益	5
投資活動	
非公正価値測定	
減価償却費	(450)
持分法による投資利益	500
公正価値測定	
投資有価証券評価損	(20)
	3,735
財務活動	
非公正価値測定	
支払利息	(400)
	3,335
法人税	(300)
廃止事業（税引後）	180
当期認識利益費用	3,035

(注) 科目の配列法は、原則書案に準拠している。

※1 営業リースを含むが減価償却費・償却費を除く。

※2 売上原価に含まれている以外のサービスコスト。

(注) 科目の配列法は、IASR1に準拠している。

資料3 その他の追加資料

(単位：百万円)

- 1) 子会社Xの株式のすべてを590で取得した。子会社Xの資産および負債の公正な価額は以下に示すとおりである。

有形固定資産	650	買 掛 金	100
棚 卸 資 産	100	長 期 債 務	200
売 掛 金	100		
現 金	40		

- 2) 子会社Yの株式のすべてを300で売却した。子会社Yの資産および負債の公正な価額は以下に示すとおりである。

有形固定資産	200	買 掛 金	100
棚 卸 資 産	150	長 期 債 務	100
売 掛 金	50		
現 金	100		

- 3) 子会社Yの事業（廃止事業）から生じた正味収入は、180であった。
 4) 株式の発行により250、長期借入金により250を調達した。
 5) 配当支払額は、1,200であった。
 6) 当会計期間中、ファイナンス・リース債務によって得た900を含む原価合計1,250の有形固定資産を取得した。このため現金350を支出した。
 7) 取得原価80、減価償却累計額60の工場を20で売却した。
 8) 為替換算差損は外貨換算のために生じた。
 9) 売買目的で有価証券15を現金で購入した。

ワークシートの調整欄のa～aaの調整は以下に示す説明のとおりである。

1. 子会社Xの取得

a) (借) 有形固定資産	650	(貸) 長 期 債 務	200
棚 卸 資 産	100	買 掛 金	100
売 掛 金	100	子会社Xの取得支出	550

2. 子会社Yの売却

b) (借) 長 期 債 務	100	(貸) 有形固定資産	200
買 掛 金	100	棚 卸 資 産	150
子会社Yの売却収入	200	売 掛 金	50

3. 顧客からの収入

顧客からの収入＝(期首売掛金＋当期売上高)－期末売掛金

c) (借) 売 掛 金	30,650	(貸) 剰 余 金	30,650
		(売 上)	
d) (借) 顧客からの収入	30,150	(貸) 売 掛 金	30,150

第3表 キャッシュ・フロー計算書ワークシート（直接法）

(単位：百万円)

	期首残高	調 整		期末残高	正味増減
		借 方	貸 方		
資 産					
非流動資産					
有形固定資産	2,110	a1 650 o 900 j 350 k2 60	b1 200 k1 80 z 450 aa 20	3,730	1,620
減価償却累計額	(1,060)			(1,450)	(390)
投資有価証券	2,500			2,480	(20)
非流動資産合計	3,550			4,760	1,210
流動資産					
棚 卸 資 産	2,100	a2 100 f 24,950	b2 150 e 26,000	1,000	(1,100)
売 掛 金	1,250	a3 100 c 30,650	b3 50 d 30,150	1,800	550
未 収 利 息	0	l 500	m 400	100	100
有 価 証 券	0	i 15 y 5		20	20
現金同等物	135	① 435		355	220
現 金	25			240	215
流動資産合計	3,510			3,515	5
資 産 合 計	7,060			8,275	1,215
株主持分・負債					
株主持分・剰余金					
資 本 金	1,450		v 250	1,700	250
剰 余 金	1,380	e 26,000 h 910 x 40 z 450 aa 20 q 400 s 300 w 1,200	c 30,650 y 5 l 500 u 180	3,395	2,015
株主持分合計	2,830			5,095	2,265
非流動負債					
ファイナンス・リース債務	0	p 90	o 900	810	810
長 期 債 務	1,140	b4 100	a4 200 n 250	1,490	350
非流動負債合計	1,140			2,300	1,160
流動負債					
買 掛 金	1,990	b5 100 g 26,690	a5 100 f 24,950	250	(1,740)
未払利息	100	r 270	q 400	230	130
未払法人税	1,000	t 900	s 300	400	(600)
流動負債合計	3,090			880	(2,210)
負 債 合 計	4,230			3,180	(1,050)
株主持分・負債合計	7,060	116,185	116,185	8,275	1,215
事業活動		収 入	支 出		
顧客からの収入		d 30,150			
仕入先に対する支出			g 26,690		
従業員に対する支出			h 910		
有価証券の購入			i 15		
投資活動					
子会社Xの取得支出、正味支出額			a1-5 550		
有形固定資産の購入			j 350		
子会社Yの売却収入		b1-5 200			
設備の売却による収入		kl-2 20			
利息・配当収入		m 400			
				2,255	
財務活動					
長期借入れによる収入		n 250			
ファイナンス・リース債務支出			p 90		
利息支出			r 270		
				(110)	
法人税支出			t 900		
廃止事業		u 180			
資本取引					
株式の発行による収入		v 250			
配当支出			w 1,200		
				(1,780)	
期首現金・現金同等物に対する為替換算調整			x 40		
小 計		31,450	31,015		
現金・現金同等物の正味増加			① 435		
合 計		31,450	31,450		

4. 仕入先に対する支出

当期買掛金 = (期末棚卸資産 + 売上原価) - 期首棚卸資産

仕入先に対する支出 = (期首買掛金 + 当期買掛金) - 期末買掛金

e) (借) 剰 余 金	26,000	(貸) 棚 卸 資 産	26,000
	(売上原価)		

f) (借) 棚 卸 資 産	24,950	(貸) 買 掛 金	24,950
----------------	--------	-----------	--------

g) (借) 買 掛 金	26,690	(貸) 仕入先に対する支出	26,690
--------------	--------	---------------	--------

5. 従業員に対する支出

未払いの給料手当はないから、給料手当は従業員に対する支出と等しい。

h) (借) 剰 余 金	910	(貸) 従業員に対する支出	910
	(給料手当)		

6. 有価証券の購入

i) (借) 有 価 証 券	15	(貸) 有価証券の購入	15
----------------	----	-------------	----

7. 有形固定資産の購入

j) (借) 有形固定資産	350	(貸) 有形固定資産の購入	350
---------------	-----	---------------	-----

8. 設備の売却による収入

k) (借) 設備の売却による収入	20	(貸) 有形固定資産	80
	減価償却累計額		60

9. 利息・配当収入

利息・配当収入 = (期首未収利息 + 当期持分法による利益) - 期末未収利息

l) (借) 未 収 利 息	500	(貸) 剰 余 金	500
		(持分法による投資利益)	

m) (借) 利息・配当収入	400	(貸) 未 収 利 息	400
----------------	-----	-------------	-----

10. 長期借入れによる収入

n) (借) 長期借入れによる収入	250	(貸) 長期借入金	250
-------------------	-----	-----------	-----

11. ファイナンス・リース債務支出

ファイナンス・リース債務支出 = (期首ファイナンス・リース債務 + 当期ファイナンス・リース債務) - 期末ファイナンス・リース債務

o) (借) 有形固定資産	900	(貸) ファイナンス・リース債務	900
---------------	-----	------------------	-----

p) (借) ファイナンス・リース債務	90	(貸) ファイナンス・リース債務支出	90
---------------------	----	--------------------	----

12. 利息支出

利息支出 = (期首未払利息 + 当期支払利息) - 期末未払利息

q) (借) 剰 余 金	400	(貸) 未 払 利 息	400
	(支払利息)		

r) (借) 未 払 利 息	270	(貸) 利 息 支 出	270
----------------	-----	-------------	-----

13. 法人税支出

法人税支出 = (期首未払法人税 + 当期法人税) - 期末未払法人税

s) (借) 剰 余 金	300	(貸) 未 払 法 人 税	300
(法 人 税)			

t) (借) 未 払 法 人 税	900	(貸) 法 人 税 支 出	900
------------------	-----	---------------	-----

14. 廃止事業からの収入

u) (借) 廃止事業からの収入	180	(貸) 剰 余 金	180
		(廃 止 事 業)	

15. 株式の発行による収入

v) (借) 株式の発行による収入	250	(貸) 資 本 金	250
-------------------	-----	-----------	-----

16. 配当支出

w) (借) 剰 余 金	1,200	(貸) 配 当 支 出	1,200
(配 当 金)			

17. 期首現金・現金同等物に対する為替換算調整

x) (借) 剰 余 金	40	(貸) 期首現金・現金同等物	40
(為 替 差 損)		に対する為替換算調整	

18. 有価証券評価益の処理

有価証券評価益は当期のキャッシュ・フローに何らの影響を与えない。

y) (借) 有 価 証 券	5	(貸) 剰 余 金	5
		(有価証券評価益)	

19. 減価償却費の処理

減価償却費は当期のキャッシュ・フローに何らの影響を与えない。

z) (借) 剰 余 金	450	(貸) 減価償却累計額	450
(減価償却費)			

20. 投資有価証券評価損の処理

投資有価証券評価損は当期のキャッシュ・フローに何らの影響を与えない。

aa) (借) 剰 余 金	20	(貸) 投資有価証券	20
(投資有価証券評価損)			

第4表「認識利益費用計算書」と第5表「キャッシュ・フロー計算書」は、同一年度の企業活動を損益とキャッシュ・フローという側面から測定した業績計算書で、各計算書は事業活動、投資活動および財務活動ごとに区分されている。ここで注意すべきことは、事業活動利益と投資活動利益が合計されて、財務活動利益と区別されていること、また、財務取引は債権者との取引を示すことになったことである。なお、キャッシュ・フロー計算書の資本取引は、出資者持分計算書に含めて明らかにされる。

第4表 認識利益費用計算書

(単位：百万円)

事業活動	
非公正価値測定	
売上高	30,650
売上原価	(26,000)
給料手当	(910)
為替差損	(40)
公正価値測定	
有価証券評価益	5
投資活動	
非公正価値測定	
減価償却費	(450)
持分法による投資利益	500
公正価値測定	
投資有価証券評価損	(20)
	<u>3,735</u>
財務活動	
非公正価値測定	
支払利息	(400)
	<u>3,335</u>
法人税	(300)
廃止事業（税引後）	180
当期認識利益費用	<u>3,215</u>

第5表 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

事業活動	
顧客からの収入	30,150
仕入先に対する支出	(26,690)
従業員に対する支出	(910)
有価証券の購入	(15)
投資活動	
子会社Xの取得、取得現金控除後	(550)
有形固定資産の購入	(350)
子会社Yの売却	200
設備の売却による収入	20
利息・配当収入	400
	<u>2,255</u>
財務活動	
長期借入れによる収入	250
ファイナンス・リース債務支出	(90)
利息支出	(270)
	<u>(110)</u>
法人税支出	(900)
廃止事業	180
資本取引	
株式の発行による収入	250
配当支出	(1,200)
	<u>(1,780)</u>
期首現金・現金同等物に 対する為替換算調整	(40)
現金・現金同等物の正味増加	475
期首現金・現金同等物	160
期末現金・現金同等物	<u>595</u>

5. むすび

本稿は、IASBが原則書案「業績報告書」のうちの原則10「キャッシュ・フロー計算書原則」の内容と表示法について検討してみた。主な点を要約すると次のとおりである。

1. 原則10は、公正価値評価が広く用いられるようになって、利益とキャッシュ・フローとの差異を認識することは一層重要になってきている、と指摘している。
2. 原則10は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示法として直接法だけ

を定めて間接法を認めていない。その理由として次の3点をあげている。

- 1) 認識利益費用計算書で採用される方法は、キャッシュ・フロー計算書でも同じように用いられるべきである。
 - 2) 間接法によると、純利益に対する調整項目が多く、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の関係を理解することが一層困難になってきた。
 - 3) 直接法の情報の収集には困難を伴うが、それは克服可能である。
3. 原則10は、廃止事業および法人税支出は、認識利益費用計算書と同様、独立して示す項目とした。

このようなキャッシュ・フロー計算書の抜本的な改革について、異論がないわけではない。例えば、企業業績の内容について合意が得られていないと主張する人や、企業業績にキャッシュ・フローを含めたことについて疑問をもつ人もいる。しかし、原則書案に対するコメント・レターをみると、多くの人がこれらを支持している。また、収支取引を活動区分に正しく分類することについても、キャッシュ・フローの重要性を認識する人びとは、実務の改善によって、克服できると考えている。

原則10「キャッシュ・フロー計算書」は、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書との表示形式の関連性を明確にするという点から、多くの革新的な提言を行ったものとして、高く評価しなければならない。

注

- 1) IASC Steering Committee on Reporting Financial Performance, *Draft Statement of Principles Reporting Recognised Income and Expense*, October 2001.
- 2) IASC, *International Accounting Standard 7* (revised 1992), "Cash Flow Statements," December 1992.
- 3) 大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」昭和38年11月（最終改正 平成13年4月）。
- 4) AASB, *Accounting Standard AASB1026*, "Statement of Cash Flows," October 1997.
NZSA, *Financial Reporting Standard No.10*, Revised 1992, "Statement of Cash Flows," March 1992.
- 5) 仁川栄寿「わが国におけるCFO情報の開示」『国際会計研究学会第18回大会報告要旨集』2001年8月, p. 17.
- 6) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」平成10年3月。
- 7) FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 95*, "Statement of Cash

Flows,” November 1987.

- 8) 大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」昭和63年9月。
- 9) 鎌田信夫『キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会, 2001年, p. 122.
Loyd C. Heath, *Financial Reporting and the Evaluation of Solvency*, Accounting Research Monograph No. 3, AICPA, 1978, pp. 96-98. (鎌田信夫・藤田幸男訳『財務報告と支払能力の評価』国元書房, 1982年, pp. 120-122)
- 10) IASC, *International Accounting Standard 35*, “Discontinuing Operations,” April 1998.